

J・Hair

日本毛髪工業協同組合は
消費者の方々と
加盟会社とのパイプ役です

消費者の皆様が安心して商品・サービスを
ご利用頂けるよう消費者と事業者の間に立って
活動しています。

医療用ウィッグ「安心・安全」マーク



日本工業規格(JIS)基準に
適合することを認証する
「医療用ウィッグ」マークです。

お客様相談窓口



0120-179-173

商品購入にあたって

当組合に加盟している事業者が取り扱って
いるオーダーメイドかつら、既製ファッション
(医療用)ウィッグ、増毛・育毛サービス契約
商品および消耗品を含む関連商品など、対象
によって契約書を「交付する」場合と「交付
しない」場合があります。

《契約書をお渡しする契約》

●オーダーメイドかつら、増毛・育毛サー
ビスなど、その場で商品代金の支払いお
よび商品・役務の受け渡しが完了しない
場合。

契約書を交付する契約は、**クーリング
オフ**および中途解約の対象となります。

条件等については、契約条項または、重要
事項説明書を確認下さい。

《契約書をお渡ししない契約》

●既製ファッション(医療用)ウィッグ・消耗
品を含む関連商品など、店舗で商品代金の
支払いおよび商品の受け渡しが完了する
場合。

申込時に代金の支払および商品の引き渡し
が完了するため、契約書のお渡しはなく、
クーリングオフや返品はできません。

医療用ウィッグ「安心・安全」マーク



医療用ウィッグにも、他の工業製品と同様に

JIS規格があることをご存知ですか？

抗がん剤治療や円形脱毛症に悩む方を応援するために、

安心してお使いいただけるように

医療用ウィッグJIS規格が制定となりました。

医療用ウィッグは、

このJIS規格基準に適合した商品マークです。



日本毛髪工業協同組合

〒151-0053

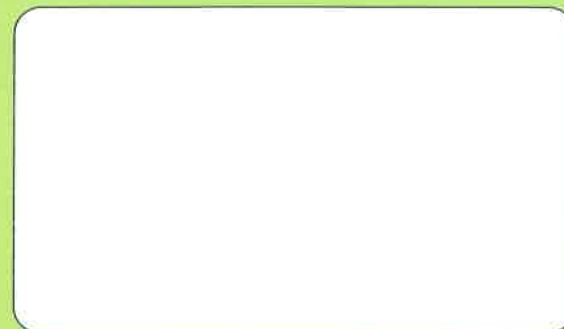
東京都渋谷区代々木2-10-9 本間ビル5階

Tel.03-5304-5130 Fax.03-5371-9345

URL: <http://nmk.or.jp/>



《加盟会社》



日本毛髪工業協同組合は

お客様が理解・納得してからの
契約を推進しています。

日本毛髪工業協同組合に加盟している 事業者は

- お客様へ購入頂く商品について十分な説明を心がけています。
- 商品の使い方・お手入れの仕方など、お客様に分かりやすく伝えるよう努めます。
- 個人情報の保護に関するガイドラインを遵守しています。
- お客様からの問い合わせ・苦情・意見等の申し出に対し、適切かつ迅速に対応・回答することに努めます。
- 店舗・展示会・お客様のご自宅、どこで契約しても、クーリングオフを受け付けます。

※対象とならない場合がありますので、下記注意事項を確認ください。

(注) <クーリングオフ制度対象外>

店舗および2日以上展示会において商品や役務の提供と代金支払いが完了している場合には、クーリングオフ制度の適用はありません。

例・既製ファッション(医療用)ウィッグや消耗品を含む関連商品などを現金(翌月1回払いのクレジットを含む)で支払い、持ち帰ったとき。
・都度払いで育毛・増毛施術を受けたとき。

いったん契約すると、双方が契約を守る義務が発生します。

- 事業者は、製品やサービス【役務】を提供する義務
- 契約者【お客様】は、代金を支払う義務



**契約は内容を
しっかり確認してから。
署名・押印は慎重に!**

加盟会社とのご契約に関するご相談は
日本毛髪工業協同組合
お客様相談窓口へお電話下さい



フリーダイヤル

0120-179-173

契約を途中でやめたくになったら…

できる時・できない時、できても解約金が必要な時など…

クーリングオフと中途解約について 《クーリングオフとは》

- 契約書交付日を初日として8日までは理由を問わず無条件で契約を解除することができます。
- 事業者の同意は不要・理由は問いません。
- 書面を発信した時点で契約の解除が成立します。
- 記録の残る方法で書面を発信しましょう。(ハガキの文面をコピーし、簡易書留記録など郵便局で受付した記録が残る方法が手軽で確実です。)

《中途解約とは》

- 契約書交付日から9日以降の解約申出は、中途解約のルールが適用されます。
- 中途解約の条件は、各事業者によって異なります。お手元の契約書など(契約条項または、重要事項説明書)をご確認下さい。

《できない場合》

- 契約書が交付されない契約(購入)商品。[既製ファッション(医療用)ウィッグ、消耗品を含む関連商品など]
- 引き渡し後のオーダーメイドかつら。
- 各事業者が規定した解約可能期間を超えた増毛・育毛サービス契約商品など。